

区立明石町住宅における漏水事故に係る損害賠償について

☞ 区立明石町住宅において令和6年7月22日に発生した水漏れ事故に係る損害賠償について報告する。

内容

区立明石町住宅における漏水事故について「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」
(昭和37年3月14日議会議決)に基づく損害賠償額の決定の専決処分

1 事故の概要

令和6年7月22日、区立明石町住宅において、住戸用メーターボックス内の給水配管の経年劣化が原因で破損し、下階へ漏水したことにより、同住宅中2戸の居住者の所有物が汚損した。このうち1戸の居住者より本区に対して損害賠償の請求があったことに伴い、損害賠償額を決定する示談書を取り交したものである。なお、他方1戸の居住者とは調整中である。

2 事件名

国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定に基づく損害賠償事件

3 決定年月日

令和6年12月26日

4 損害賠償額

192,489円

5 損害賠償の相手方

東京都中央区明石町 男性（事故当時の年齢60代）

6 被害の状況

衣類等の汚損